

いなべ市と日医工株式会社との健康寿命の延伸と医療費の伸びの適正化等に関する
包括的連携協定書

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

いなべ市（以下「甲」という。）と日医工株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、いなべ市民（以下「市民」という。）の健康寿命の延伸等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互に連携し協力することにより、市民の健康寿命の延伸及び医療費の伸びの適正化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市民の健康づくりに関すること
- (2) 市民の健康寿命の延伸と医療費の伸びの適正化に関すること
- (3) その他前条の目的を実現するための施策に関すること

令和2年2月12日

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
甲 いなべ市
いなべ市長

日 沖 靖

富山市総曲輪一丁目6番21
乙 日医工株式会社
代表取締役社長

（印）モモー

（連携窓口）

第3条 前条の連携協力事項を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解約の申出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等をしてはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲及び乙は、この協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の守秘義務を負う。